

各小中学校に自立支援教室を設置し、不登校とならないよう迅速な対応に取り組みます。児童生徒がいる全世帯に対して就学援助制度の積極的な周知を行い、活用を促し、保護者の負担軽減に努めます。また、学力向上推進協議会における地域との連携により、家庭学習の定着・向上にも取り組みます。

令和7年度より小中学校に学校運営協議会制度を取り入れ、コミュニティスクールとして、学校運営や課題に対し、保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みで、地域に密着した魅力ある学校づくりを目指します。

学校施設

補助事業を活用し、与那原小学校体育館の外壁塗装や屋上防水などの長寿命化改良工事を行います。また、体育館の屋内照明については、高効率照明（LED照明）への更新を図り、省エネルギーや脱炭素に向けた取り組みを進めます。さらに、与那原小学校の建替事業や長寿命化事業等の検討を進めるために、耐力度調査を実施します。学校施設に

おいて計画的に改修や更新を行うことで、施設の長寿命化や学習環境の維持・改善に努めます。



学校給食

学校給食費は国および県の補助事業を活用し、保護者の皆さまの経済的負担の軽減を図るため小中学生の給食費の半額無償化に取り組みます。また、衛生管理を徹底した安全でおいしい給食の提供を行

うことと併せて、学校給食を通して食育教育の充実に努めます。

新しい学校給食センターの整備は、与那原町・八重瀬町の両小中学校へ安全安心でおいしい給食を提供するために、PFI方式を採用し民間活力による効率的・機能的で新衛生基準に準拠した学校給食センター整備に努めます。

社会教育・文化・スポーツ

老若男女を問わず全ての町民が学び続ける「生涯学習」を支援し、学ぶことの楽しさを通じた生き甲斐づくりを推進します。そのために与那原町コミュニティセンター、与那原町立図書館、与那原町上の森かなちホール、与那原町大綱曳資料館、与那原町観光交流施設を生涯学習振興の場として町民の皆さまに層活用していただけるよう取り組みます。

文化財保護事業は、国民の財産である文化財の保護と活用に努めます。大綱曳資料館においては、大綱曳映像等を360度3D・VRシアターにて活用することにより、さらなる町内外に魅力

を発信し、伝統文化継承に努めます。

生涯スポーツを通して健全な心身の育成を図るため、町内体育施設等を積極的に開放し、各団体と連携、支援し、指導者の育成にも取り組みます。

町史編集事業では『与那原戦後のあゆみ』の令和9年度発刊に向けて調査・編集作業に取り組みます。また、平和教育活動として戦後80年という節目を迎えるにあたり「与那原町民平和の日・慰霊の日合同企画展」を開催し、薄れゆく沖繩戦の記憶を風化させることなく、後世に継承します。

人間は、情報・知識を得ることによって成長し、生活を維持していくことができるといわれています。町立図書館は知識の泉といわれ、地域の方々が最もよく利用する公共施設であり、町民の教養や生活がより豊かになるための情報拠点としての機能充実を図ります。

「地域学校協働活動推進事業」は、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えるため、ボランティアの啓蒙と育成を図り、学校と家庭を支援する体制を強化します。青少年の健全育成を推進

するため、家庭、学校、地域、行政が相互に連携を密に行い、子供たちを取り巻く環境改善や課題解決に取り組みとともに、青少年の豊かな人間性を育むことのできる環境づくりに努めます。



国際交流

海外友好親善大使人材育成事業は引き続き2名の研修生を受け入れ、両国におけるネットワークの強化と文化交流を推進します。

町内バス 4月から 日曜日の午前中にも 2便運行します！

与那原町では町内バス実証実験を行っていますが、利用者の利便性向上のため、4月1日から日曜日午前中に2便運行することが決まりました（西コース・東コースともに9:55役場出発、11:10役場出発）。利用登録者には詳細な順路と時刻表を送付します。または町ホームページをご確認ください。



町ホームページ
はこちらから



対象者（ご自身で乗り降りができる方に限ります）

- ① 65歳以上の方
- ② 65歳未満の障がいのある方（障がい者手帳等をお持ちの方）
- ③ 妊産婦（小学校低学年までのお子様は同席可能）
- ④ ①～③の対象者の付添いを行う方

利用するには事前に乗車券の発行申請手続きが必要です

発行申請場所

- ① 福祉課
 - ② ふれあいサロン（社協内）
 - ③ 町内バス車内
- ※開庁・開所時間およびバスの運行時に申請可能です。
※申請書の内容を審査した後、乗車券を郵送します。

ご利用にあたって

- 実証実験中のため、無料で利用できます（実証実験期間は令和8年3月まで）。
- 乗車する時は乗車券をご提示ください。
- ※各バス停は、各施設のご厚意により設置させていただいております。
施設に迷惑がかからないようご注意ください。

町内バスの運行は…

与那原小学校校区（西コース）と与那原東小学校校区（東コース）に分かれています。「与那原町役場」と「マリンプラザ東浜」にて東西のバスが合流するため、そこで乗り換えも可能です。

運行時間帯：平日 8:40～16:10
日曜 9:55～12:21

運行日：月～金、日（祝日除く）

※土・祝日、慰霊の日、12月29日～1月3日、
暴風警報発令時等は運休します。

お問い合わせ 福祉課 1F ☎ 943-8333

現在お持ちの与那原町の国保の保険証は 有効期限 **令和7年12月1日** まで使えます！

お手元にある国民健康保険被保険者証は、記載の有効期限（最長で令和7年12月1日）までは医療機関等で利用できます。有効期限が切れる前にマイナ保険証の利用登録をしている方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証の利用登録を行っていない方には「資格確認書」を送付します。

政府広報 | 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方	申請不要で資格確認書をお届けします。
新たに後期高齢者になった方	申請不要で資格確認書をお届けします。 ※来年7月末まで
マイナ保険証での受診が困難な方 <small>（ご高齢の方・障害をお持ちの方など）</small>	申請いただくことで資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 **マイナ保険証** 🔍

お問い合わせ 健康保険課 1F ☎ 945-2204